

田儀桜井家史料についての紹介と若干の分析

相良 英輔

一 「宗門御改帳」関係史料について

たたら関係の「宗門御改帳」関係史料は、主に山内者あるいはその家族の居住地の移動を知ることができ、さらに山内者の家族の実態もわかり、貴重である。それらの史料としては、「宗門人別帳」そのものの以外に、移動する本人の旧居住地旦那寺から新居住地旦那寺に宛てた「宗門放証文」や、新居住地の鑪主あるいは鍛冶屋主と下郡が旧居住地の庄屋と大庄屋に対し出した「宗門返証文」、新居住地の鑪主あるいは鍛冶屋主から旧居住地の鑪主あるいは鍛冶屋主へ出した「宗門請取証文」、旧居住地の鑪主あるいは鍛冶屋主、あるいは庄屋・目代さらには下郡から新居住地の下郡へ出した「御断申上 一札之事」などがある。これらの史料は、山内者が働き口である鑪場や鍛冶屋を変えて居住地を移動するときや山内者が養子をとったり、養子に出したりするとき、さらには山内者の結婚における相手の嫁入りのとき、あるいは山内者の家族の他村ないし他の鑪場あるいは鍛冶場山内者との結婚のため、山内を出て行く時などに起こる山内の人口増減を知ることができる。

鉄山労働者の家族構成については、広島藩における武井博明氏の研究がある(1)。武井氏は広島藩山県郡加計村佐々木家の経営する、同郡戸河内村蔵座鑪の労働者について、「元禄十二年蔵座鑪人別由来帳」を分析している。これら史料の分析から武井氏は、中国地方山間部における小農経営の一般的成立期といわれる延宝期(一六七三〜一六八〇)を中心とした時期に、「鉄山労働者が専門化する」という。そし

て元禄・享保期(一六八八〜一七三五)の鉄山労働者においては、「か  
なりの部分が農村から供給されている」と断じた。

同じく広島藩佐々木家の史料を分析している山崎一郎氏も、それ  
で村方に居住し、農業にも従事する存在であった者(特に、村下・大  
工等の高級技術者)が、一七世紀後半期、鉄生産の連続的操業の開始  
に伴い、労働者の専門化・「山内」への集住(↓「山内」の形成)が  
進化したという武井氏の説を容認しながら(2)、一八世紀以降の近世  
鉄山業への労働力供給の不十分さ↓鉄山労働力の不足を背景とした  
「鉄山経営者間での労働者争奪、不正雇用の実態について検討すると  
ともに、経営者間に事態の克服のための協定締結の動きが存在してい  
たことを明らかにし、協定内容についての検討を加えて」いる。そし  
て山崎氏は、『戸河内町史』の中で、「鉄山労働者のなかには、代々  
山内に住んで鉄山労働に従事する譜代のものたちが数多くいたが、労  
働者はたんに山内のみで再生産されていたわけではなく、村方から新  
たに山内に入って鉄山労働者として働く人たちもいた」とわかりやす  
く説いている。

ただし、松江藩において山内が一八世紀後半に形成されてい  
たかどうかはまだ判然としない。比較的古い史料として、上阿井村櫻井  
家には寛保三年(一七四三)年の「仁多郡上阿井村鉄方鍛冶屋者亥宗  
門御改目録」の控えが残されている。これは山内の男女別、宗旨別人  
口であり、この年山内全人口は二〇三人で、前年より三人増加してい  
る。宗旨別をみると、上阿井村禅宗妙楽寺五人、同村真宗専福寺一八  
八人、同村了端寺七人、下鴨倉村光善寺三人となっている。しかし、  
家族ごとの「宗門人別帳」になっていないため、これ以上のことはわ

からない。家族ごとの宗旨、人口構成がわかるのは寛政六年（一七九四）の上阿井村櫻井家「從寺方宗旨証拠帳 三冊」である（4）。また、「宗門放状」など山内労働者の居住地移動がわかる史料は、文化二年（一八〇五）以降のものしか残っていない。これらのことから勘案して、松江藩内における山内の形成と人口移動は広島藩よりかなり後になっっているようにも思える。

ここに紹介した安永八年（一七七九）の「御断申上一札之事」は、山内労働者の居住地移動に伴う「差出」ではなく、たたら経営者の移動についてのものである。すなわち、飯石郡吉田町のたたら経営者であり鍛冶屋主でもある長右衛門の従弟、か六（五五歳）は神門郡奥田儀村のたたら経営者であり、鍛冶屋主でもある可部屋の名跡となるべく願い出ており、願いがなかった場合、女房（四〇歳）と共に奥田儀村の鉄方帳に移ることになり、その「御断申上一札之事」である。この「か六」については、「鉄山證文小日記」の「史料 五〇」に出てくる。これによると、か六は「吉田綿屋伴頭」であったが、田儀桜井家の六代目「櫻井幸左衛門」を継いでいる。ただし、「年々見合帳」から「田儀桜井家のたたら製鉄の歴史」を記述している鳥谷智文氏によると（5）、幸左衛門は天明五年（一七八五）、五一歳で亡くなっている。この史料の安永八年のとき五五歳というのと合致しない。しかし櫻井家墓地にある六代幸左衛門義民の墓塔の刻銘は「天明五年」となっているもので、これが正しいのであろう。

ともあれ、田儀桜井家は上阿井村櫻井家と縁戚ではあるが、飯石郡吉田町の田部家とも深い関係にあったことがわかる。田儀桜井家が経営していた広瀬領畑村の堂ノ原たたらは、後年田部家に受け継がれて

いる。

いま一つ、注目されることは、か六の宗旨が飯石郡吉田村の浄土真宗円寿寺から神門郡一久保田村の浄土宗知光寺へ変わっていることである。真宗から他宗派への変更はなかなか難しかったといわれる。その点で注目されるのであるが、円寿寺は田部家の菩提寺であり、田部家は円寿寺の最有力檀家であったことから、田部家が浄土宗への変更をあえて認めさせたものと推測される。

二 宮本御鉄山所の天保七年「諸殿合主法頭書」について

「鉄山證文小日記」の「史料 五〇」にあるように、田儀桜井家は享和三年（一八〇三）「御主法」になり、たたら経営には松江藩の役人が入り込み、藩の管理下に入った。そして鉄師頭取の上阿井櫻井家と同田部家が「御鑪」の支配をすることになった。ただし、か六の実質的にはいまままでおり田儀桜井家がたたら経営を担った。同時に屋号も「可部屋」から「宮本屋」に変わった。たたら経営はその後順調な時も苦難な時もあったが、天保七年（一八三六）はもともと苦難な時であった。「年々見合帳」の「史料 九九」の「奉願口上之覚」によると、天保七年の銑鉄価格は下落し、いっぽうで米価は高値になり、たたら経営を担った宮本屋多四郎は銑鉄の販売が思うようにならず、さらに病気にも苦しめられ、経営にいきづまった。その結果、「御米代等」を不納にしまった。このため天保七年から五年間徹底的に儉約して借金の返済をすることにした。その具体的経営方針が「天保七申冬ヨリ 諸殿合主法頭書 宮本御鉄山所」である。基本的には儉約の徹底である。しかし、不景気の時節柄他のたたら経営者は職人の賃

銭を引き下げているが、宮本屋は賃銭一五〇文を維持し、そのかわり、たばこ休みを中止するとしている。また、家持の手代へは従来「明り油」を遣わしていたが、来年からは代銭をいただくことにしている。大炭焚きについても本家以外、家持手代、智光寺、長屋、そのほか職人木屋に至るまで一切禁止している。また、「下男共」の給銭については、一割下げとしているが、他家に於いては一割半から二割下げであるという。「召遣之者共」の食事については、朝夕は粥、昼は麦めし、一汁とし、本家の者、客人についても老汁、一菜としている。

このような徹底した儉約により、天保期の不景気を乗り切り、弘化元年（一八四四）以降は銚鉄の価格も高騰していき、たたら経営も次第に順調になっていった。弘化元年には零細民を労るなどしたことにより、藩主の杵築・日御碕御社参に際し、宍道町外で「御目見え」をはたしている。さらに同四年には「生涯苗字御免」になっている。

### 三 天保七年の「御米代年賦願書」（「年々見合帳」の「史料九八」）

天保四年から七年までは全国的に飢饉が続き、米価は高騰していた時期である。したがって農村は疲弊しており、当然農具の需要は減少していたと推定され、その原料である鉄の販売も思わしくなかった。その結果、前項「二」で記したように、田儀桜井家は「諸殿合主法頭書」を出すにいたった。田儀桜井家は天保七年当時、越堂と吉原に二か所のたたらを操業し、鍛冶屋も吉原と宮本に二か所操業している。しかしいずれも「御鑪」、「御鍛冶屋」となっており、藩の管理下にあった。「史料九八」にも「主法相立、嚴敷儉約を相守可申上候得共、何分米穀高値、銚鉄不景氣、彼是甚難洩至極仕候」とあり、当主・多

四郎は毎年藩から前借りしている鉄山労働者の飯米代が上納できず、ついに「御米代年賦願書」を天保七年八月に出したのである。滞った「御米代」は八八貫八〇〇匁になっていた。このうち二八貫八〇〇匁を同八年二月までに上納し、残り六〇貫目を八年間で年賦上納することにし、一年間で七貫五〇〇匁の上納計画を藩に示した。この「願書」には、過去五年間の生産平均が示され、当時の田儀桜井家のたたら生産の状況がうかがわれる。それを具体的に見てみたい。

田儀桜井家の天保二年から同六年まで五年間の平均たたら生産力と鍛冶屋の生産力を見てみたい。越堂御鑪は銚三三八一駄、吉原御鑪は二四九四駄、合計五八七五駄である。越堂御鑪の生産力は優れていたとみえ、高い生産力を示している。吉原御鑪は年間を通した操業としてはきわめて平均的な生産力といえる。田儀桜井家は文政六年（一八二二）時点では松江藩においてもっとも高い生産力を誇っている(6)。しかしその後田部家がたたらか所を五か所に増やし、圧倒的な生産力になる。

さて、つぎに田儀桜井家におけるこの時期二か所の鍛冶屋生産力をみよう。吉原御鍛冶屋の五年間の平均小割生産高は約三九三駄であり、宮本御鍛冶屋の五年間平均生産力は約六五五駄、合計一〇四八駄である。この小割生産に使われた原料銚は合計一三四一駄となっている。田儀桜井家で生産された銚五八七五駄から小割鉄生産に使われた銚一三四一駄を差し引いた四五三四駄は、銚のまま販売されている。その代銀を見ると、銚は約一七〇貫七五三匁、小割鉄は約八〇貫二八〇匁、合計販売収入額は二五一貫三三三匁である。

年間平均の支出を見ると、「御米代」八一貫八二匁、拝借銀代三六

貫二五〇匁、二つの鑪と二つの鍛冶屋の「元入銀」一一貫七七七匁、合計二二九貫一〇九匁となっており、販売収入額から支出額を差し引いた年間平均利益は、約二一貫九二四匁である。この実績から六〇貫目の年賦上納銀、年間七貫五〇〇匁の上納は十分可能として「御米代年賦願書」を出したのである。

私たちははからずもこの「願書」から天保期におけるたたら経営の実態を知ることができた。

たたら経営は天保期の苦難の時を経て、天保十二年（一八四一）以降鉄の需要が回復し、年々鉄価格は上昇していき<sup>(7)</sup>、たたら経営の安定をもたらしたのである。

#### 注

(1) 武井博明『近世製鉄史論』第Ⅱ部 「労働者」一七三頁

(2) 山崎一郎「近世鉄山業における労働者争奪と経営者間協定」(『瀬戸内海地域史研究』第三輯所収。

(3) 山崎一郎「鉄山業の動向と戸河内」(『戸河内町史』第六章、三八〇頁。

(4) 街道の日本史 三八 道重哲男・相良英輔編『出雲と石見銀山街道』所収 Iの四の1「鉄の道」

(5) 鳥谷智文「田儀桜井家の沿革」(『田儀桜井家』田儀桜井家のたたら製鉄に関する基礎調査報告書―平成十六年島根県多岐町教育委員会)

(6) 鳥谷智文「近世後期松江藩における鉄師の基礎的考察」(『島根史学会報』四四・四五合併号)

(7) 相良英輔「田儀桜井家のたたら製鉄業経営」(『田儀桜井家』田儀桜井家のたたら製鉄に関する基礎調査報告書―島根県多岐町教育委員会)

(付記) 本稿は、『田儀桜井家たたら史料と文書目録』(出雲市)所収の予定である。